

## 【山梨運輸支局よりお知らせ】

### 年末年始の輸送等安全総点検実施について

標記について、1ヶ月間「年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施する旨、山梨運輸支局より連絡がありました。

自動車分解整備事業者関係の実施事項は次となっておりますので、総点検の趣旨を十分了知され、効果的かつ積極的に推進されますようお願い致します。

**期 間 平成20年12月10日（水）～平成21年1月10日（土）**

年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施事項は次によります。各事業者においては、総点検最高責任者及び各事業所に実施責任者を選任し、適正な整備作業の励行をお願いします。

#### 1. 事業場内の点検及び適正な整備作業の徹底

- (1) 事業場内の整理・整頓及び点検整備作業用機器の点検を励行し、機器の精度維持を図ること。
- (2) 適正な点検・整備作業及び確実な検査作業の徹底。
- (3) 定期点検整備の普及・促進を図ること。
- (4) 車両の不正改造の防止。特に、暴走行為及び過積載を助長するような不正改造の防止の徹底。
- (5) 路上整備、違法駐車は行わないこと。

#### 2. 総点検の趣旨の徹底

- (1) 各事業所には、垂れ幕、立看板等を掲出するとともに、実施事項を掲示するなど総点検趣旨の徹底を図ること。
- (2) 一般使用者に対し、車両の安全性を確保するため、日常点検及び定期点検整備の励行と啓蒙を図ること。

#### 3. その他

全従業員に対し、飲酒運転の防止、シートベルトの着用、道路状況に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の確保等安全運転に必要な基本的事項の徹底を図ること。

### 富士山ナンバーの区分について

平成20年11月4日から「富士山」ナンバーの交付が始まりました。

富士山ナンバーは、山梨、静岡両県にまたがるため、その区分けは次のとおりです。

#### 1) 登録自動車（一例）

小型乗用車の分類	500～502（一連）	510～539（希望）	【山梨】
	503～509（一連）	540～598（希望）	【沼津】

#### 2) 二輪の小型自動車（250CC以上のオートバイ）

かな文字の区分	自家用「あ～そ」、事業用「ゆ」、貸渡「ろ」	【山梨】
	自家用「た～を」、事業用「り、れ」、貸渡「わ」	【沼津】

#### 3) 軽二輪自動車（250CC以下のオートバイ）

かな文字の区分	自家用「あ～そ」、事業用「り」	【山梨】
	自家用「た～を」、事業用「れ」	【沼津】

#### 4) 軽自動車（一例）

軽乗用車の分類	580（一連）	583～587（希望）	【山梨】
	581～582（一連）	588～599（希望）	【沼津】

・なお、富士山ナンバー地域で管轄変更された場合ナンバーは変わらず、登録自動車については、後面ナンバーの封印交換は必要としない。

## 山梨県自動車税センターからお知らせ

### 1 (社)山梨県自動車整備振興会内に開設している納税確認派出窓口での税務端末機による納税確認を開始します

- 開始日時：平成21年1月8日（木）午前9時から

これにより、窓口備え付けの交付請求書に必要事項を記入して提出することで  
継続検査（車検）当日の納税確認（完納印の押印）を受けることが可能となります。（ただし、従前どおり取り扱いは延滞金を含め完納の場合に限ります。）

#### 【(社)山梨県自動車整備振興会内の派出窓口での納税確認（完納印押印）方法】

- ◆ 窓口備え付けの『自動車税納税証明書（交付請求書）』に必要事項を記入して提出することによる納税確認方法
- ◆ 従前の『自動車税納税証明書（継続検査用）』の提出による納税確認方法

【注意】 (社)山梨県自動車整備振興会内の派出窓口では、納税証明書の発行、納付書の作成及び県税等の納付業務はできません。

※ 派出窓口の開設時間はこれまでと同じです。

午前9時～午前11時45分まで及び午後12時55分～午後3時まで  
(派出窓口の閉鎖日は、窓口に設置したカレンダーで御確認ください。)

なお、次の場合は引き続き山梨県自動車税センターの納税確認窓口（C棟③番窓口）で手続きを行うようお願いします。

#### 【自動車税センターの納税確認窓口で行う手続き】

- ◆ 一般用納税証明書の交付を請求する場合（継続検査（車検）以外の納税証明）
- ◆ 継続検査（車検）用の『自動車税納税証明書』の交付を請求する場合  
(完納印を使用せず、納税証明書を発行する場合。)
- ◆ 未納があり（又は納税確認により未納が判明し）、納付と納税確認（完納印の押印）を要する場合

### 2 「富士山」ナンバー導入に伴う各種書類への登録番号の記入について

平成20年11月4日から「富士山」ナンバーの交付が始まりました。

これに伴い、自動車税センターへの各種提出書類等には、登録番号欄に「山梨」又は「富士山」の御記入をお願いします。

特に、継続検査（車検）時に『自動車税納税証明書（交付請求書）』を記入して納税確認を受ける場合は、「山梨」又は「富士山」の記入がなければ正しい納税確認ができません。

継続検査（車検）を受ける車両ナンバーを御確認のうえ、必ず「山梨」又は「富士山」の御記入をお願いします。

#### 【上記に関する問い合わせ先】

山梨県自動車税センター 自動車税課 管理担当  
電話番号：055-262-4662  
FAX番号：055-263-2421